

介護職員等特定処遇改善加算について

平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済対策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

京福会における取組の見える化

1.各事業所が現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

	特養	短期入所	通所	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能	訪問介護
寿山荘	特定（Ⅰ）	特定（Ⅰ）					特定（Ⅰ）
ほのぼの園	特定（Ⅰ）	特定（Ⅰ）	特定（Ⅱ）				
福海					特定（Ⅱ）		
安暮里		特定（Ⅱ）	特定（Ⅱ）	特定（Ⅱ）			
よろずや						特定（Ⅱ）	
ほのぼの			特定（Ⅱ）	特定（Ⅱ）			
寿山荘那須	特定（Ⅰ）	特定（Ⅰ）					
みしまの家				特定（Ⅰ）		特定（Ⅱ）	
寿山荘ランチ さきたま	特定（Ⅰ）	特定（Ⅱ）					

2.賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

	職場環境等要件項目	取組内容
資質の向上	働きながら介護福祉士を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	自法人の施設を介護実務者研修の会場として提供、毎年数名が受講している。また、その受講料の一部を負担している。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得率の向上を一般行動計画に定め、管理者に周知している。
	子育ての両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	介護・看護休暇の時間単位の取得を推進し、法定を上回る育児休業期間の整備を実施。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施と職員及び派遣職員等の全員を対象としたストレスチェックの実施。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	介護サービス情報公表制度の活用と、毎年行われる合同学習会で法人理念・経営方針について共有を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障害者職業生活相談員の配置により、その人の特性に応じた業務内容の選定、及び他の職員との共有を図っている。
	非正規職員から正職員への転換	年に1回以上の面談で、正職員への転換を奨励、対象者には登用試験を実施している。